

別紙

熊本労働局

第13次労働災害防止推進計画

平成30年3月

熊本労働局

目 次

概況.....	- 1 -
1 計画の目的.....	- 2 -
(1) 計画が考慮すべき現状.....	- 2 -
ア 熊本地震関連.....	- 2 -
イ 労働者の高齢化.....	- 2 -
(2) 計画期間.....	- 2 -
(3) 計画の目標.....	- 2 -
(4) 計画の評価と見直し.....	- 3 -
2 安全衛生を取り巻く現状と施策.....	- 3 -
(1) 死亡災害の発生状況と対策.....	- 3 -
(2) 死傷災害の発生状況と対策.....	- 4 -
ア 長期的傾向.....	- 4 -
イ 多発業種.....	- 4 -
ウ 産業別の動向.....	- 4 -
エ 事故の型別による災害発生状況.....	- 5 -
オ 建設業.....	- 6 -
カ 林業.....	- 6 -
キ 転倒灾害.....	- 6 -
(3) 熊本地震に伴う労働災害の発生状況と対策.....	- 7 -
(4) 労働者の健康確保をめぐる現状と対策.....	- 8 -
(5) 疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援.....	- 9 -
(6) 化学物質等による健康障害の現状と対策.....	- 10 -
3 計画の重点事項.....	- 10 -
4 重点施策ごとの具体的取組.....	- 10 -
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（業種別・災害種別の重点対策の実施）.....	- 10 -
ア 建設業における墜落・転落災害等の防止.....	- 10 -
イ 食料品製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止.....	- 11 -
ウ 林業における伐木等作業の安全対策.....	- 12 -
(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進.....	- 12 -
ア 労働者の健康確保対策の強化.....	- 12 -
イ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進.....	- 12 -
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進.....	- 13 -
ア 災害の増加や減少がみられない業種等への対応.....	- 13 -
イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止.....	- 14 -
(4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進.....	- 15 -
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進.....	- 15 -
イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり.....	- 15 -
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進.....	- 15 -
ア 化学物質による健康障害防止対策.....	- 15 -
イ 石綿による健康障害防止対策.....	- 16 -
ウ 受動喫煙防止対策.....	- 16 -
エ 電離放射線による健康障害防止対策.....	- 16 -

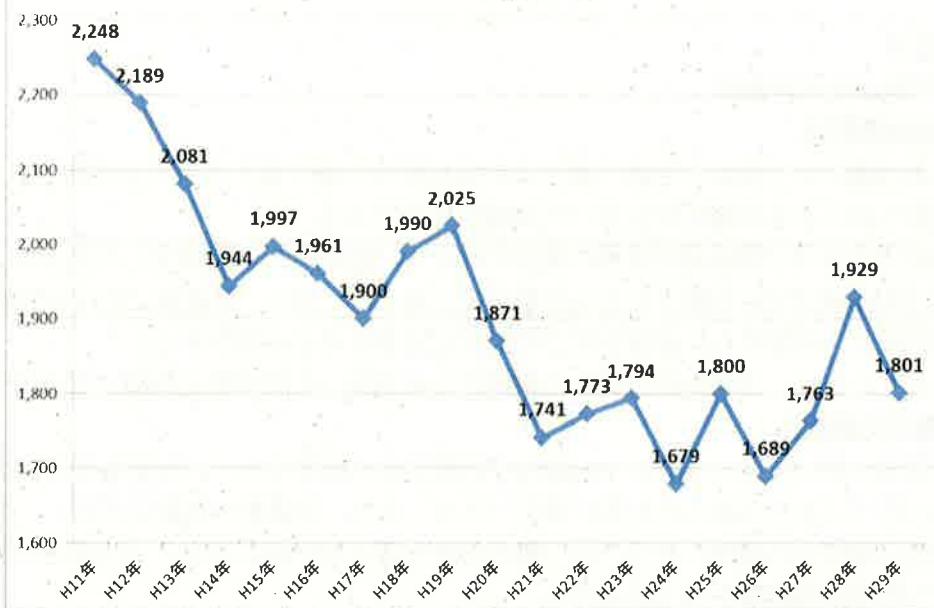
オ 粉じん障害防止対策	- 16 -
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	- 17 -
ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み	- 17 -
イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	- 17 -
ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進	- 17 -
エ 業界団体内の体制整備の促進	- 17 -
オ 業所管官庁との連携の強化	- 17 -
カ 中小規模事業場への支援	- 17 -

概況

熊本労働局における労働災害防止計画は、全国と同様に第12次計画まで策定され、各次の計画により、労働災害は長期的には緩やかな減少傾向を示していた。

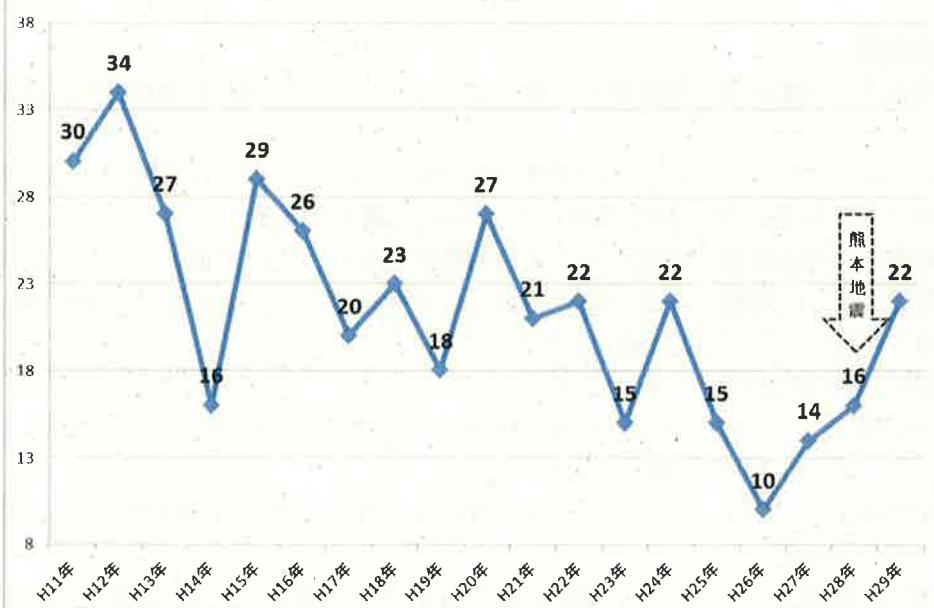
しかしながら、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、その後の労働災害は増加に転じ、平成29年における休業4日以上の死傷災害は、平成15年当時の水準に後退した状況となっている。

休業4日以上の死傷災害の推移



死亡災害については、増減を繰り返しながら長期的には減少していたものであるが、平成26年を最小値として、平成27年以降増加に転じている。

死亡災害の推移



熊本地震は、熊本県内の道路、河川、橋梁、鉄路や住宅、ビル等に甚大な被害を与え、その後、およそ3万6千棟にも及ぶ倒壊等家屋の解体工事が行われ、道路、河川等の復旧工事が多く発注、施工されており、今後は、家屋等の建築工事が急ピッチで施工されることが予想される。

また、建設業のみならず、熊本地震後の復興需要による物流量の増加により、陸上貨物運送事業における災害の増加、復興需要等による製造業における災害の増加が見られる。

更には、労働者の高齢化が急速に進んでおり、高齢化に伴う転倒灾害、腰痛等が第三次産業を中心とし、顕著に増加している状況にある。

労働衛生に関しては、全国的にも建築物の解体時期を迎えており、当局管内においては、熊本地震による建築物への被害が顕著であるため、建築物の解体が前倒しで実施されることが予想され、解体工事に従事する労働者の石綿等粉じんのばく露が懸念される。

以上のような状況を踏まえ、災害が多発する業種に見合った災害防止対策と、石綿等の有害物へのばく露防止対策を盛り込んだ「第13次労働災害防止推進計画」を策定する。

1 計画の目的

(1) 計画が考慮すべき現状

ア 熊本地震関連

熊本地震による復旧・復興工事が本計画期間中に多く施工されると予想されることから、建設業における災害発生状況等への注視が必要である。

建設事業者及び建設業従事者の減少が続く中、他産業から建設業への流入等により、建設作業従事経験のない労働者による労働災害が発生しており、建設業における危険性又は有害性の認識を、新規参入の経営者及び労働者に定着させる必要がある。

このためには、作業内容に即した継続的な労働者への安全衛生教育が重要である。

イ 労働者の高齢化

全産業において、50歳代、60歳代の労働災害が顕著であり、転倒灾害等加齢による運動能力の低下による災害への対策が急務であり、また、労働者の高齢化に伴い、疾病を抱える労働者が増加する傾向にあるため、働きながら適正な治療が行える「治療と仕事の両立」へ向けた職場環境整備を急ぐ必要ある。

(2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ② 全産業での死傷災害（休業4日以上の労働災害をいう。以下同じ。）については、建設業など増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。
- ③ 業種別の目標は以下のとおりとする。
 - ・ 建設業については、死亡災害及び休業4日以上の災害を2017年と比較して、2022年までにそれぞれ15%以上減少させる。
 - ・ 製造業については、2013年から2017年の5年間と比較して、期間中の死者の数を15%以上減少させる。
 - ・ 食料品製造業については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。
 - ・ 林業については、2013年から2017年の5年間と比較して、期間中の死者の数を25%以上減少させる。
 - ・ 陸上貨物運送事業については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

- ・ 小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、以下のとおりとする。
- ・ ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）、心の健康づくり推進計画によるメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(53.6%:2013年)とする。
 - ・ ストレスチェック結果を集団分析している事業場の割合を80%以上(66.1%:2017年)とする。
 - ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）GHS分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(SDS交付55%:2017年)とする。
 - ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷災害で15%以上減少させる。
 - ・ 職場での熱中症による死者数を2018年から2022年までの5年間で0人とする。また、熱中症による労働災害(不休災害を含む)を2013年から2017年の5年間(労災請求433件)と比較して、2018年から2022年までの5年間で10%以上減少させる。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、熊本地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、熊本地方労働審議会に進捗状況を報告・公表する。また、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、管内の社会経済の変化も含めて分析を行う。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策

(1) 死亡災害の発生状況と対策

死亡災害の多い業種の推移《表1》を労働災害防止計画の期間ごとの合計で見ると、第11次労働災害防止計画（以下「11次防」という。）と同12次計画（以下「12次防」という。）の比較では、全体的に29%の減少となっている。12次防の重点として取り組んできた製造業、建設業、運輸交通業、林業については、建設業以外は、目標値を下回っている。

一方、建設業は、12.9%の増加となっている。建設業は、12次防の前半では、目標値を下回っていたが、熊本地震が発生した平成28年以降、その復旧・復興工事による死者が急増し、12次防の目標値より30%の増加となっている。

平成29年の建設業の死者数は、全産業の59%を占めている状況である。

このため、建設業については、死亡災害を減少させるための重点業種として対策の強化が必要である。

《表1》災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移(9次防～12次防)

	9次防合計	10次防合計	11次防合計	12次防合計	12次防目標値
製造業	20	14	18	12	合計で16人以下
(前期間との比較)	—	▲ 30.0%	28.6%	▲ 33.3%	
建設業	56	46	31	35	合計で27人以下
(前期間との比較)	—	▲ 17.9%	▲ 32.6%	12.9%	
運輸交通業	18	20	18	6	合計で13人以下
(前期間との比較)	—	11.1%	▲ 10.0%	▲ 66.7%	
林業	9	4	8	7	合計で7人以下
(前期間との比較)	—	▲ 55.6%	100.0%	▲ 12.5%	
商業	12	10	12	6	
(前期間との比較)	—	▲ 16.7%	20.0%	▲ 50.0%	
その他	21	23	18	10	
(前期間との比較)	—	9.5%	▲ 21.7%	▲ 44.4%	
合計	145	118	107	76	最終年18人以下
(前期間との比較)	—	▲ 18.6%	▲ 9.3%	▲ 29.0%	

※12次防の数値は、平成29年11月末の統計を使用。

(2) 死傷災害の発生状況と対策

ア 長期的傾向

死傷災害は、長期的には緩やかな減少傾向を示していたが、平成26年から3年連続で増加している。平成29年の発生件数は、平成15年当時の件数と同水準に後退しており、今後においても災害多発が懸念される。

イ 多発業種

労働災害全体の災害件数を押し上げているのは、建設業と第三次産業である。死傷災害の多い業種の推移を労働災害防止計画の期間ごとの合計で見ると《表2》のとおりであり、11次防と12次防を比較すると、全体的には1.9%の増加となっている。

《表2》災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(10次防～12次防)

	10次防合計	11次防合計	12次防合計
製造業	2,500	1,889	1,792
(前期間との比較)	—	▲ 24.0%	▲ 5.6%
食料品製造業	797	630	628
(前期間との比較)	—	▲ 21.0%	▲ 0.3%
建設業	1,767	1,358	1,586
(前期間との比較)	—	▲ 23.1%	16.8%
陸上貨物運送業	1,081	918	861
(前期間との比較)	—	▲ 15.1%	▲ 6.2%
林業	299	308	224
(前期間との比較)	—	3.0%	▲ 27.3%
小売業	934	966	1,000
(前期間との比較)	—	3.4%	3.5%
医療保健業	351	383	354
(前期間との比較)	—	9.1%	▲ 7.6%
社会福祉施設	281	386	560
(前期間との比較)	—	37.4%	45.1%
飲食店	262	264	318
(前期間との比較)	—	0.8%	20.5%
清掃・貯蔵	389	405	428
(前期間との比較)	—	4.1%	5.7%
合計	9,875	8,818	8,982
(前期間との比較)	—	▲ 10.7%	1.9%

※12次防の数値は、平成29年12月末の統計を使用。

ウ 産業別の動向

12次防の重点として取り組んだ食料品製造業、陸上貨物運送業、小売業、医療保健業、社

会福祉施設、飲食店を見ると、小売業、社会福祉施設、飲食店で増加している。特に社会福祉施設、飲食店で増加傾向が顕著となっている。

食料品製造業、陸上貨物運送業、小売業、医療保健業、社会福祉施設、飲食店においては人手不足の状況もあり、このことにより安全衛生管理体制が脆弱となり、労働災害が増加する懸念があるため、今後も継続して対策を図っていく必要がある。

二 事故の型別による災害発生状況

業種毎に「事故の型」別による災害発生状況《表3》《表4》を見ると、製造業については、「はされ・巻き込まれ」災害が平成22年頃からほぼ横ばいの状況となっており、また、ベルトコンベヤーなどの機械に巻き込まれる死亡災害も依然として発生している。

特に、食料品製造業においては、ミンチ用機械に手を巻き込まれるなど、食品加工用機械に係る労働安全衛生規則改正後も重篤な災害が跡を絶たない状況となっており、継続して改正内容の周知徹底を含めて対策の強化を図っていく必要がある。

《表3》事故の型別死亡災害の推移

	10次防合計	11次防合計	12次防合計
はされ・巻き込まれ	4	6	2
(前期間との比較)	—	50.0%	▲ 66.7%
製造業	14	18	12
(前期間との比較)	—	28.6%	▲ 33.3%
墜落・転落	16	14	20
(前期間との比較)	—	▲ 12.5%	42.9%
建設業	44	31	34
(前期間との比較)	—	▲ 29.5%	9.7%
交通事故	11	7	4
(前期間との比較)	—	▲ 36.4%	▲ 42.9%
運輸交通業	20	18	6
(前期間との比較)	—	▲ 10.0%	▲ 66.7%
激突され	3	2	3
(前期間との比較)	—	▲ 33.3%	50.0%
林業	4	8	7
(前期間との比較)	—	100.0%	▲ 12.5%

《表4》事故の型別死傷災害の推移

	10次防合計	11次防合計	12次防合計
はされ・巻き込まれ (前期間との比較)	683 —	467 ▲ 31.6%	418 ▲ 10.5%
製造業 (前期間との比較)	2500 —	1899 ▲ 24.0%	1792 ▲ 5.6%
はされ・巻き込まれ (前期間との比較)	193 —	130 ▲ 32.6%	120 ▲ 7.7%
食料品製造 (前期間との比較)	797 —	630 ▲ 21.0%	628 ▲ 0.3%
墜落・転落 (前期間との比較)	661 —	489 ▲ 26.0%	606 23.9%
建設業 (前期間との比較)	1765 —	1358 ▲ 23.1%	1586 16.8%
墜落・転落 (前期間との比較)	331 —	322 ▲ 2.7%	289 ▲ 10.2%
運輸交通業 (前期間との比較)	1209 —	1053 ▲ 12.9%	986 ▲ 6.4%
激突され (前期間との比較)	52 —	77 48.1%	56 ▲ 27.3%
林業 (前期間との比較)	299 —	308 3.0%	224 ▲ 27.3%
転倒 (前期間との比較)	299 —	288 ▲ 3.7%	347 20.5%
小売業 (前期間との比較)	934 —	966 3.4%	1000 3.5%
転倒 (前期間との比較)	217 —	270 24.4%	340 25.9%
保健衛生業 (前期間との比較)	662 —	819 23.7%	945 15.4%
転倒 (前期間との比較)	221 —	202 ▲ 8.6%	247 22.3%
接客娯楽 (前期間との比較)	737 —	662 ▲ 10.2%	684 3.3%
転倒 (前期間との比較)	119 —	123 3.4%	107 ▲ 13.0%
清掃・と畜 (前期間との比較)	389 —	405 4.1%	428 5.7%

オ 建設業

建設業については、「墜落・転落」災害が増加し、全体に占める割合も約4割となっている。今後、熊本地震による復旧・復興工事の増加も予想されることから、対策の強化が必要である。

カ 林業

林業については、休業災害、死亡災害ともに最も多い事故の型は「激突され」である。死亡災害については、平成29年を除き毎年発生しているため、継続して災害防止を図っていく必要がある。

キ 転倒災害

転倒災害は、小売業、保健衛生業、接客娯楽業において特に多くなっているが、その他の業種においても発生率は高い状況である。そのため、全業種において転倒災害の防止を図っていく必要がある。

(3) 熊本地震に伴う労働災害の発生状況と対策

「平成28年熊本地震」発生以後に施工された災害復旧・復興工事による労働災害発生状況（平成28年4月14日以降平成29年12月31日現在累計）は、休業4日以上の災害が242件（平成28年147件、平成29年95件）発生している。そのうち、死亡災害は10件発生している。

死亡災害の発生状況を事故の型別に見ると、10件のうち6件が「墜落・転落」災害である。

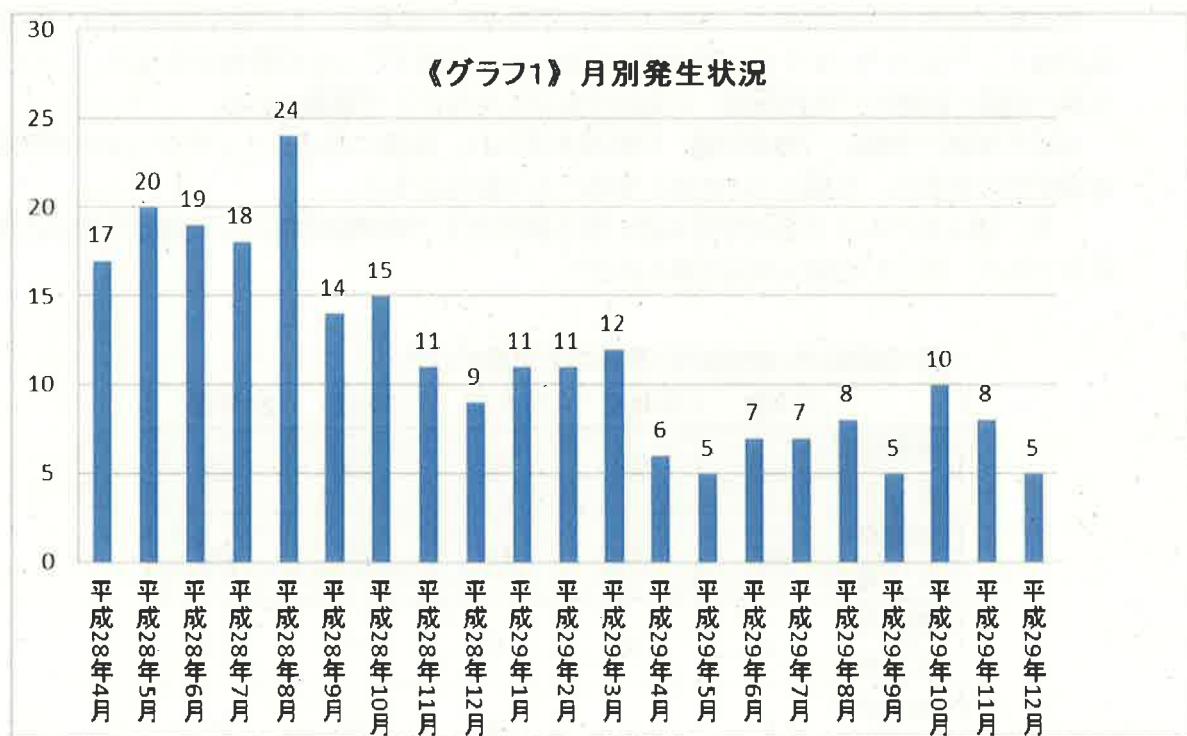
休業4日以上の死傷災害を月別に見ると《グラフ1》のとおりであり、災害直後の5か月間は月に20件前後発生していたが、それ以降は月10件前後まで減少しているものの多発傾向から脱していない。

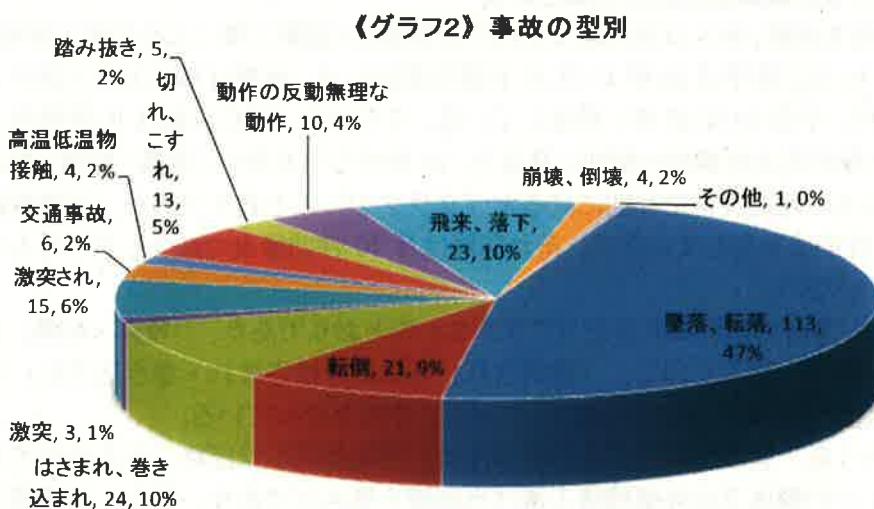
死傷災害を、事故の型別に見ると《グラフ2》のとおりであり、「墜落・転落」47%、「転倒」9%、「飛来・落下」10%、「激突され」6%、「はさまれ・巻き込まれ」10%、「動作の反動・無理な動作」4%、「切れ・こすれ」5%となっている。

復旧工事のうち、熊本地震による公費解体は、戸建住宅がほぼ終了する状況であるが、ビル、マンションの解体又は外壁補修工事は当面続く見込みであり、また、大規模な土木の災害復旧工事も施工される予定である。

復興工事については、災害公営住宅の建設が12市町村で約1,500戸予定されており、また、損壊した住宅の再建工事は今後本格化していく状況である。

このような状況のもと、人手不足が深刻化しており、それに伴って安全衛生管理水準が低下し、労働災害の増加が懸念されるところとなっているため、建設業については重点業種として安全衛生対策の強化を図っていく必要がある。





(4) 労働者の健康確保をめぐる現状と対策

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。

熊本県における自殺者数は、平成10年に年間400人を超え、その後平成24年まで同様の状況が続き、平成29年12月末（暫定値）においても年間287人の自殺者がみられ、このうち、自殺の原因・動機が「勤務問題」とされるものも少なからず確認される。

自殺の原因・動機に「健康問題」が相当数見られ、職場におけるメンタルヘルス対策を含む健康管理の徹底が、自殺防止に効果を発揮する可能性もある。

一方、熊本県における過労死等事案の脳心臓疾患及び精神障害等の労災認定件数は下表のとおりであり、明らかな減少傾向は見られない。

脳・心臓疾患(過労死等)事案の労災請求状況

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
請求件数 全 国	842	784	763	795	825
認定件数 全 国	338	306	277	251	260
請求件数 熊本県	12	6	12	6	13
認定件数 熊本県	5	1	2	4	5

精神障害等の労災補償状況

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
請求件数 全国	1257	1409	1456	1515	1586
うち自殺 全国	169	177	213	199	198
認定件数 全国	475	436	497	472	498
うち自殺 全国	93	63	99	93	84
請求件数 熊本県	15	10	18	14	22
うち自殺 熊本県	1	1	1	3	3
認定件数 熊本県	3	2	4	3	6
うち自殺 熊本県	2	0	0	0	1

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設されている。

ストレスチェック制度は、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要であるが、熊本県内における「心理的な負担の程度を把握するための検査等結果報告書」（ストレスチェック結果報告書）によれば、平成29年中に集団分析を実施したと報告した事業場の割合は、78.7%となっている。

今後は、集団分析の実施率を高め、その分析結果を活用した職場環境改善への取組を推進する必要がある。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談などを安心して受けられることが重要となるが、労働者の約3割（全国）が職場においてストレスを相談できる相手がない現状にある。

こうした状況から、労働者が安心してメンタルヘルスの相談を受けられる環境整備を促進し、更には、労働者やその家族が無料で専門医療機関を利用できる「熊本産業保健 こころの健康アドバイザーモード」の周知をさらに進め、労働者本人やその家族における不安の軽減を図る。

（5）疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は全労働者の半数を超えており、年々増加を続けており、平成28年中の熊本における有所見率は、全国平均を2.5ポイント上回り、56.1%となっており、疾病発症のリスクを抱える労働者が増加する傾向にある。

健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

健康診断は、実施するのみではなく、その結果による措置が重要であることについて、特に、事業場規模50人未満の衛生管理体制が脆弱な事業場における事後措置の重要性を周知しする。

また、疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の「治療と仕事の両立」への対応が必要となる。

(6) 化学物質等による健康障害の現状と対策

労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベルの表示、リスクアセスメントの実施等の対策が義務付けられているものは663物質であるが、この663物質についてでさえ、対策の基本となる危険性や有害性等の情報（SDS等）の取得や通知が十分には行われていない。

当局管内における化学物質等販売業者における化学物質等使用事業場へSDS交付率は、平成29年11月に当局健康安全課が実施した実態調査によれば、同交付率は55%にとどまっており、化学物質等を使用する事業者と化学物質等販売業者双方の認識の低さを裏付けるものである。

化学物質等使用事業場に対するSDS確認及びばく露防止対策の必要性の周知はもちろんのこと、化学物質等の流通段階でのSDS交付の徹底を関係者に認識させる必要がある。

また、熊本県内においても、化学物質やナノマテリアル等による職業性疾病の発生が見られるが、労働基準監督署への労災請求やその相談段階等あらゆる機会をとらえて、早期の事案把握に努め、迅速な実態調査による再発防止対策が重要である。

このほか、石綿による健康障害の防止については、熊本地震により2016～2017年に石綿使用建築物の解体が進んだが、今後も老朽化した建築物の解体が前倒しで続くと考えられるため、引き続き、石綿等粉じんの発散及びばく露防止対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

3 計画の重点事項

管内の安全衛生の現状を踏まえ、以下の7項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（業種別・災害種別の重点対策の実施）

ア 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち6割を占める状況にあり、熊本地震による復旧・復興工事が今後複数年にわたり施工される見通しであることから、建設業者における自主的な安全衛生管理活動の活発化を進める必要がある。

このために、一般社団法人熊本県建設業協会等関係事業者団体及び建設業労働災害防止協会等災害防止団体と連携し、元方事業者（元請）となる建設業者のみならず、下請を中心とする建設業者においても、自ら安全衛生管理活動が実施できるよう業界全体のレベルアップを図る必要がある。

また、過去の災害発生原因から、「足場からの墜落・転落防止対策推進要綱」に基づく法令の遵守及び足場のより安全な措置の推進、はしごや脚立の適切な使用の徹底、足場の

設置が困難な高所作業での墜落防止対策の遵守徹底が必要である。

なお、高所作業時における墜落防止用保護具については、フルハーネス型の原則使用を周知する。

- ・ 今後も、熊本地震の影響を受けた鉄筋コンクリート造の建築物、鉄骨造の建築物、橋梁等の解体工事が増加すると見込まれることから、一般社団法人熊本県解体工事業協会等関係事業者団体及び建設業労働災害防止協会等災害防止団体と連携し、適切な事前調査実施による安全かつ適正な作業計画の作成及びその実施によって、解体工事における安全対策の徹底を図る。
- ・ 建設業者団体及び公共工事発注機関と熊本労働局・労働基準監督署が、建設工事関係者連絡会議等によって安全確保のための経費積算にかかる共通認識を確認する。

また、同会議参加者による合同での現場パトロールを実施することにより、工事を施工する建設業者と発注者が、建設工事現場における安全衛生の確保のために必要と考える事項や、そのための経費積算の考え方について、相互の相違点がないか具体的に確認を行う。

さらに、工事施工中における施工計画変更時に備えた、安全衛生を確保するために必要な相互の責任分担を確認する。

- ・ 労働基準監督署においては、年間を通じ、建設現場や店舗（本社等）への安全衛生指導を重点的に実施し、必要な安全衛生対策の履行状況の確認及び安全衛生に係る業界特有の問題点等の把握に努める。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、九州・沖縄ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議の下に、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等を着実かつ計画的に実施する。

イ 食料品製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 食料品加工用機械による、「はまれ・巻き込まれ」災害等を防止するために、「熊本労働局第4次リスクアセスメント普及促進計画」を別途策定し、リスクアセスメントの普及促進を図る。

また、危険性の高い機械等については、製造業者が有する残留リスク等の情報に基づいたリアセスメントを実施することが、危険回避や危険の低減措置に効果的であることを周知する。

- ・ 経験年数の浅い労働者に関しては、「製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」等のツールを利用し、教育を行う事業場の負担を軽減しつつ、効果ある教育の普及を図る。
- ・ 死亡や重篤な後遺症を残す災害につながるミンチ機等食肉加工機械による「はまれ・巻き込まれ」災害を防止するため、安全カバーの適正取付及び有効状態時の保持、非常停止装置の適正位置への取付け、非常停止装置の有効保持、手工具の適正使用等について、関係事業者団体への周知を行い、同種災害の防止を図る。
- ・ 労働基準監督署ごとに組織されている食料品製造業安全衛生協議会や、労働基準監督署が実施する集団指導においては、他事業場における災害事例や、その再発防止上対策の樹立過程等の情報提供し、事業場で行うリスクアセスメントや危険予知活動における危険箇所の特定や、リスク低減のための措置、残留リスクの評価をより適切なものとさせる。

また、災害が発生した事業場における安全管理体制やその活動の問題点等についても説明を行い、各事業場における安全衛生活動の参考となるよう情報提供を行う。

- ・ 現場における安全衛生活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。

ウ 林業における伐木等作業の安全対策

- ・ 林業における労働災害をみると、伐木・造材作業中に発生する死亡災害が全体の7割程度を占めていることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示された安全な伐倒方法、かかり木処理の方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底を図る。
また、林業における労働災害の一層の減少を図るために、九州森林管理局、熊本県農林水産部、熊本県森林組合連合会、林業・木材製造業労働災害防止協会と連携し、伐木等作業の安全対策の充実強化を図る。
- ・ 林業における労働災害の特徴として労働者の「不安全行動」が挙げられ、作業場所（現場）における危険の認識が不十分であることが懸念されるため、事業場や危険体感施設を利用した「危険感受性」に係る能力向上教育実施の普及を図る。

（2）過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

（ア）企業における健康確保措置の推進

- ・ 熊本県における健康診断の有所見率は全国と比べて高いことから、健康診断の実施はもとより、健康診断結果に基づいた事業場において必要とされる健康確保への事後措置の重要性を周知する。
具体的には、全国労働衛生週間期間中の衛生管理講習会等において、健康診断結果の評価と、事業者として配慮すべき適切な治療への支援を周知する。
- ・ 事業場規模が小さく、産業医等の健康管理の専門スタッフが在籍しない事業場に対しては、熊本産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる支援が利用可能であることを周知し、適切な健康管理の定着を図る。
- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

（イ）過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するため、時間外労働の上限規制による過重労働の防止を図るとともに、リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者への医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理を強化する。

イ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

（ア）メンタルヘルス不調の予防

- ・ メンタルヘルス対策については、別途策定する「熊本労働局第3次メンタルヘルス対策推進計画」により、事業場における対策の推進を図る。
- ・ 事業場において、ストレスチェックの実施（事業場規模50人未満の事業場含む）、心の健康づくり推進計画の策定によりメンタルヘルス対策に取り組むことができるよう熊本産業保健総合支援センター等と連携し、具体的な取組方法を周知する。
- ・ 仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスについて、労働者やその家族が匿名、無料で利用できる「熊本産業保健 こころの健康アドバイザーリスト」の周知を行う。

（イ）パワーハラスマント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働くようにするために、労働時間管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスマントを防止する必要があることから、意識の高

掲を図り「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の周知を推進する。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の増加や減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・ 災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設、医療保健業、飲食店の業種については、事業場における自律的安全管理活動の定着を図る。
- ・ 労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められる。
このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理を本社・本部に働きかける。
- ・ 「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」による「安全推進者」の選任を促進し、その職務履行を経営トップが支援するよう周知・啓発を行う。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 社会福祉施設については、安全衛生管理手法が十分でない事業場が多いことから、「社会福祉施設における労働災害防止のために」「社会福祉施設の安全管理マニュアル」等の具体的な資料を周知することにより、自律的安全衛生管理活動の定着を図る。
- ・ 社会福祉施設における腰痛予防対策については、「転倒災害防止や腰痛予防のための好適例集」「職場における腰痛予防対策指針」等の具体的な資料による事業場内の対策樹立を図る。

また、腰痛予防対策安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入に係る周知を行う。

- ・ 労働者の雇入れ教育については、「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」等の教育資料を利用できることを周知し、教育を行う事業場の負担軽減と効果ある教育の普及を図る。
- ・ 小売業・飲食店については、非正規雇用労働者の就労割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 熊本県トラック協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等と連携し、荷主事業者に対する荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全管理等について合同パトロールや、荷役車両の運転手に対する労働災害防止の徹底を要請するキャンペーン等を実施することにより、荷役作業における安全対策の重要性について周知を図る。
- ・ 荷役作業等における腰痛予防のために「職場における腰痛予防対策指針」等具体的な資料を周知し、荷役作業における腰痛予防のための作業標準の策定の必要性を周知する。

(ウ) 転倒災害の防止

- ・ 死傷災害の24パーセントを占める転倒災害については、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図るため、関係事業者団体の会合等の場において、転倒防

止対策について周知を図る。

- 一般的に加齢に伴う身体機能の低下で発生リスクが高まることから、これを予防するための転倒災害防止に係る体操の周知・普及を図る。

(エ) 腰痛の予防

- 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の導入に係る周知を行う。
- 腰痛予防のために「職場における腰痛予防対策指針」等具体的な資料を提供し、荷役作業における腰痛予防のための作業標準の策定の必要性を周知する。

(オ) 熱中症の予防

- JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が取られるよう推進する。
- 暑熱期へむけ「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」を各事業場において実施することにより、予防対策の遅れや熱順化期間中の対策が不十分なことによる熱中症の予防を図る。

(カ) 交通労働災害対策

- バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、陸運機関と連携して、交通労働災害防止のための教育を実施する。
- 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、熊本県災害防止団体連絡協議会や、あらゆる業種の業界団体と連携して、実効ある交通労働災害防止対策が事業場において展開されるよう働きかける。
- 高速道路のサービスエリア等において、車両の運転者に対し、交通労働災害防止に関する呼びかけを行うキャンペーン等を実施することにより、運転者自らの交通労働災害防止への認識を定着させる。

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

- 多様な働き方が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していくよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

- 「転倒災害防止や腰痛予防のための好事例集」「職場における腰痛予防対策指針」等による事業場内における対策樹立の策定が急務であることの周知を図る。また、高年齢労働者については、転倒防止や腰痛予防対策において、最優先の配慮を実施するよう周知する。
- 腰痛予防のために「職場における腰痛予防対策指針」等具体的な資料を提供し、腰痛予防のための作業標準の策定の必要性を周知する。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- 小売業や飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数が短い死傷者の割合が高いことを踏まえ、熊本県災害防止団体連絡協議会、商工団体及び業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
- 小売業・飲食店等の非正規雇用労働者の就労割合が高い業務に対しては、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- ・ 技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(エ) 障害者である労働者対策

- ・ 障害者である労働者の労働災害防止や安全への不安払拭のために、事業場内で組織される安全委員会等において、労働者の作業態様に応じた安全対策や、安全通路等事業場内移動時の転倒等の災害防止対策について検討を行い、その対策の実行を促進させる。

(4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 傷病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、業務によって傷病を増悪させてしまうことがないよう、事業場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要があるため、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月策定）（以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく企業と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け、医療機関向けマニュアルを作成し、熊本産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。
- ・ 熊本労働局健康安全課が事務局である「熊本県地域両立支援推進チーム」の活動等を通して、地域における事業場、医療機関等関係者の具体的な連携を推進する。

イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組み作りを進める。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 化学物質による有害性の周知

- ・ 化学物質等使用事業場に対する SDS 確認及びばく露防止対策の必要性の周知はもちろんのこと、化学物質等の流通段階での SDS 交付の徹底を推進する。
- ・ 化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするために、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質に対するリスクアセスメントを実施し、作業環境測定の結果や特殊健康診断の結果から、リスクアセスメントによるリスク低減措置の有効性や措置履行状況について検証が必要であることを周知する。
- ・ 別途策定する「熊本労働局第4次リスクアセスメント普及促進計画」により、リスクアセスメントの普及促進を図る。

(ウ) 遅発性の健康障害の把握

- ・ 化学物質やナノマテリアル等による職業性疾病の発生が見られるが、労災請求やその相談段階等あらゆる機会をとらえて、早期の事案把握に努め、迅速な実態調査による再発防

止対策を樹立する。

(エ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 危険有害性に関する教育においては、危険有害性が判明していない化学物質が、無害であることを意味しないことについても教育が必要である旨周知する。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 熊本地震後の損壊家屋の解体がほぼ終了したところであるが、今後鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建物等、規模の大きな建築物の解体が見込まれており、引き続き、適切に石綿ばく露防止措置が徹底されるよう周知する。
- ・ 一般社団法人熊本県建設業協会、一般社団法人熊本県解体工事業協会等との事業者団体、建設業労働災害防止協会及び熊本県災害防止団体連絡協議会と連携し、工事関係者に石綿作業への意識向上を図るよう働きかける。
- ・ 建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要であることから、公費解体等の発注者である地方自治体と情報交換を密に行い、石綿ばく露防止対策の徹底を図る。
- ・ 石綿ばく露防止措置を講じない施工業者への対策を強化するために、一般社団法人熊本県解体工事業協会と連携を密にし、ばく露防止対策が不十分な業者、解体工事現場の把握に努める。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際には、被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物等の解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、被災状況に応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等のばく露防止対策の推進を図る。

(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要であるため、事業の廃止後も含めた情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- ・ 喫煙室の清掃等、職務上受動喫煙を受ける蓋然性の高い作業における対策として、換気等による有害物質濃度の低減等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを活用し、メンタルヘルスケアを含めた健康相談等の長期的な健康管理対策を着実に実施する。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の徹底を図るとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

オ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、別途策定する第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、

有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を実施し、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

- 平成20年に改正されたトンネル工事の積算基準では、1日8時間労働、4週8休をベースとしていることから、恒常的な時間外労働を組み込んだ施工計画による工事が行われないよう周知を図る。

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み

- 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）が発効されることから、事業場における安全衛生マネジメントシステムの普及を促進する。

ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

- 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められたため、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の必要性について周知を図る。

エ 業界団体内の体制整備の促進

- 業界団体による自主的な労働災害の防止に向けた取り組みが重要であることから、労働災害が減少しない業界や労働安全衛生に関する取り組みが低調な業界団体に対して要請等を行う。

オ 業所管官庁との連携の強化

- 国土交通省における建設関係出先機関、陸運機関等と連携し、建設業、バス、トラック、タクシー業等における過重労働防止対策や労働災害防止対策の徹底を図る。

カ 中小規模事業場への支援

- 労働災害の発生状況を事業場規模別にみると、労働災害の多くは中小規模事業場で発生しており、中小規模事業場は安全衛生管理体制が脆弱であり、安全衛生活動が比較的低調であることから、事業場外資源の活用などによる職場改善等の支援を行う。

